

環境にやさしいまちづくり

市民みんながやすらぎ楽しめる自然環境と、安全で持続可能な生活環境は、これからのまちづくりには欠かせない要素です。

居住環境の心地よさをつくり出す豊かなみどりを守り育てるとともに、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりをすすめます。

『環境にやさしいまちづくり』は、次の2つの視点で取り組みます。

豊かなみどりを保つために〔環1〕

豊かなみどりは私たちに潤いややすらぎを与えると同時に、多様な生物が生息する環境となります。本市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化をすすめ、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

さらに、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活のなかで自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生をめざします。

施策区分

施策名

みどりの保全・活用

公園・緑地の保全・活用
農地の保全・活用

みどりの空間の創出

公園・緑地の拡充
身近なみどりの創出

持続可能な社会を確立するために〔環2〕

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策をすすめていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

施策区分

施策名

環境意識の高揚

環境を大切にするしくみづくり
環境学習の推進

ごみ対策の推進

ごみの減量
資源循環の推進
廃棄物処理対策の推進

公害対策の推進

公害の防止
大気汚染の防止

地球温暖化対策の推進

省資源・省エネルギー対策の推進
新エネルギー導入の推進

みどりの保全・活用

現状 課題

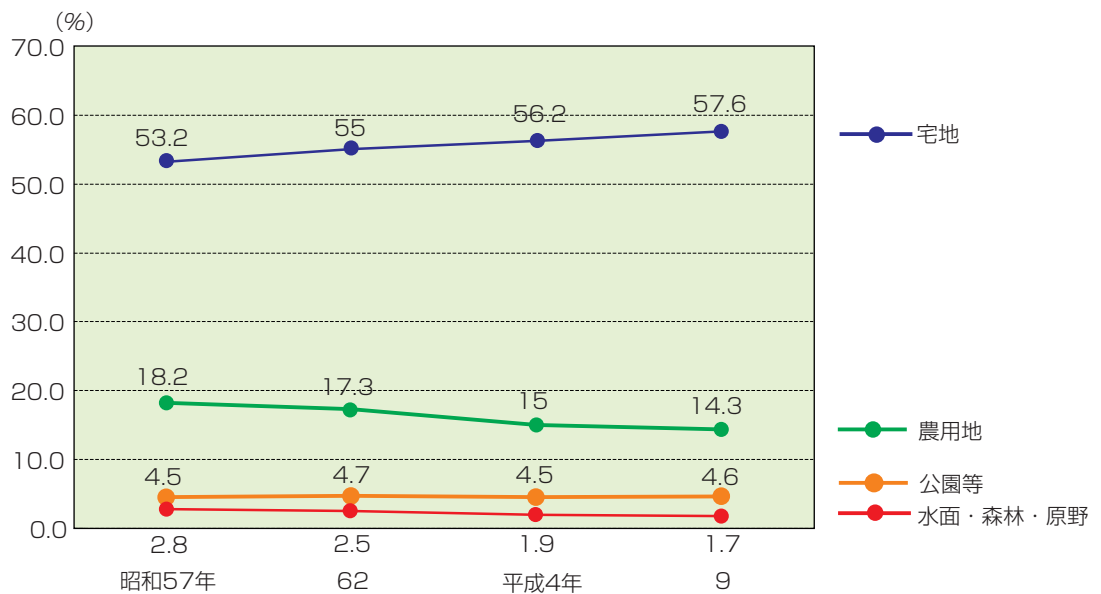
大気汚染の防止やヒートアイランド現象の緩和、さらに地球温暖化への対応等地球環境保全の観点から、みどりの保全・活用が地域の課題として重要な位置を占めています。それだけではなく、屋敷林や寺社林、河川などの地域の資源は、景観面を含めて魅力あるまちづくりに欠かせません。

本市の緑被率*には、農地・樹木・樹林が大きな割合を占めています。公園や緑地をはじめ、既存の生垣や屋敷林、雑木林などの保全に努めるなど、身近なみどりを守り活かしていくとともに、地域の資源の一つである農地を保全していくことも重要です。また、そのためには、地域住民、行政、農業従事者などが、これらのみどりを保全していくことについて、共通の認識をもつことが必要です。

さらにこれからは、「西東京市みどりの保護と育成に関する条例*」を踏まえるとともに、「みどりの基本計画*」を策定し、緑地の保全・創出や緑化の推進を図り、市民の手による積極的なみどりの保全・活用をすすめることが求められています。

背景 データ

■ 西東京市用途別土地利用比率の推移



資料：東京都都市計画局「東京の土地利用」

用語解説

「緑被率」

樹林地、草地、農地、河川・池のみどりに被われた部分が占める割合のこと。

「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」

市・市民・事業者が一体となって緑化をすすめることで、本市のみどりの保護と育成とともに、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保護する目的で、平成13年1月21日、本市の発足と同時に制定された。

市民による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

施策内容

●公園・緑地の保全・活用〔環1-1-1〕

- みどりの基本計画を策定し、緑地の維持を図るため、緑地保全地区・樹林地の保全だけではなく、民有地における樹林・樹木・生垣の保存を支援し、市民の理解を啓発するための情報提供を行います。
- 一定規模の樹木の移植や幹旋を行うグリーンバンク制度*の設立をめざします。
- （仮称）合併記念公園の整備に伴い、市民による公園づくりの一環として、市民による植樹や雑木林の育成管理、花壇や池・小川の管理など、公園ボランティア活動を積極的にすすめていきます。
- 東大農場については、農場移転の方針を踏まえ、この移転問題への対応について、豊かな自然環境を残すことができるよう関係機関等との調整を図りながら、市の方針を策定していきます。

●農地の保全・活用〔環1-1-2〕

- 市民と農業のふれあい交流として市民農園や家族農園を推進します。
- 農業後継者や農業ボランティア・ヘルパーの育成をすすめるなど、農業の継続による農地の保全を促進します。
- 市民の農業体験の場づくりとして、体験型農園等の新たな形態について検討します。



用語解説

「みどりの基本計画」

都市緑地保全法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

「グリーンバンク制度」

一定規模の樹木を登録し、不必要になったときの公共施設への移植や法人・個人に対する幹旋事業のこと。

みどりの空間の創出

現状 課題

豊かなみどりは私たちに精神的・身体的にやすらぎや潤いを与えるとともに、多様な生物が生息する環境となります。そのような豊かなみどり、良好な自然環境を維持していくためには、保護や保全と同時にみどりをつくりだし、増やす取り組みも必要です。

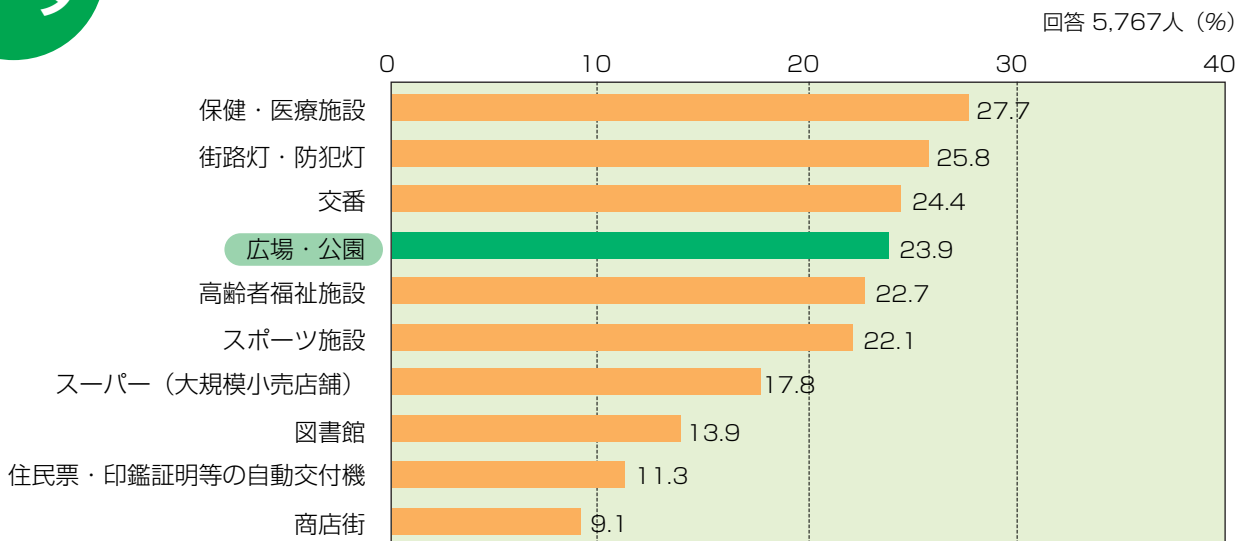
市内には西原自然公園や文理台公園など比較的大きな都市公園のほか、地域に身近な児童遊園などの小規模な公園も多数ありますが、市民意識調査では、公園や遊び場、自然保護とみどりの育成、水辺やみどりなど自然環境が豊かなまちを望む声があげられています。

これからは既存公園の保全、適切な維持管理に加えて、公園の新規整備や緑地の保全・確保等により、みどりある憩いの空間をつくり出していく必要があります。

また、身近な環境の積極的な緑化をすすめていくことにより、目に映るみどりを増やしていくことも大切です。そのような身近な緑化をすすめるとともに、みどりを育む市民の意識を啓発するための情報提供や市民参加型のみどりの創出事業を行いながら、市民の主体的な活動を支援し、拡大していくことが求められています。

背景 データ

■ 地域に必要なもの／上位10項目 (平成13年度市民意識調査より)



公園や緑地の拡充に加え、街路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化をすすめ、目に映るみどりの創出をめざします。

施策
内容

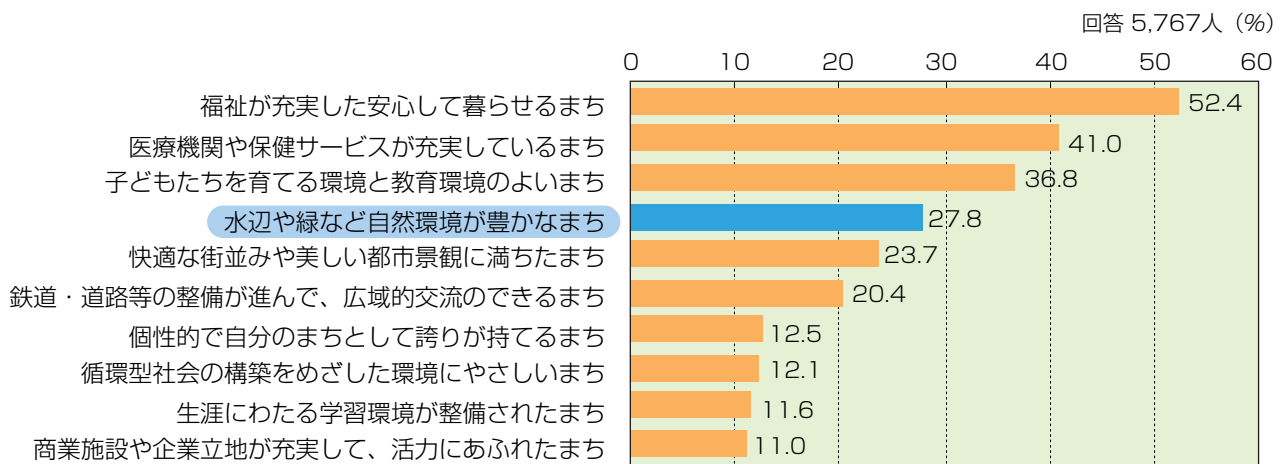
●公園・緑地の拡充〔環1-2-1〕

- （仮称）合併記念公園の整備をすすめるとともに、買い取りの申し出のあった解除生産緑地や雑木林、屋敷林等を計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保を図ります。
- 下野谷遺跡の公園化についての検討をすすめたり、東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行うなど、公園の拡充を積極的に推進します。

●身近なみどりの創出〔環1-2-2〕

- 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息所や憩いの場として利用できるポケットパークを整備したり、公共施設における緑化を積極的に推進するなど、身近な空間におけるみどりを創出していきます。
- 市民が自宅でみどりに親しむことができる苗木配布や生垣の造成を支援していきます。
- 公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を積極的に推進します。

■ これからのまちづくり 市の基本方向／上位10項目（平成13年度市民意識調査より）



環境意識の高揚

現状 課題

地球温暖化やオゾンホール拡大など、地球規模で環境の汚染や破壊がすすんでいます。これらの原因は複合的ですが、資源の大量消費・大量廃棄型という現在の生活スタイルも大きな要因となっています。

本市では環境基本条例を制定し、平成14年4月から施行しています。健康で豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐために、環境への負荷の少ない社会を構築していくことが必要です。このため環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

地球環境を保全していくためには、行政、市民、事業者それぞれの自覚と協力が重要です。

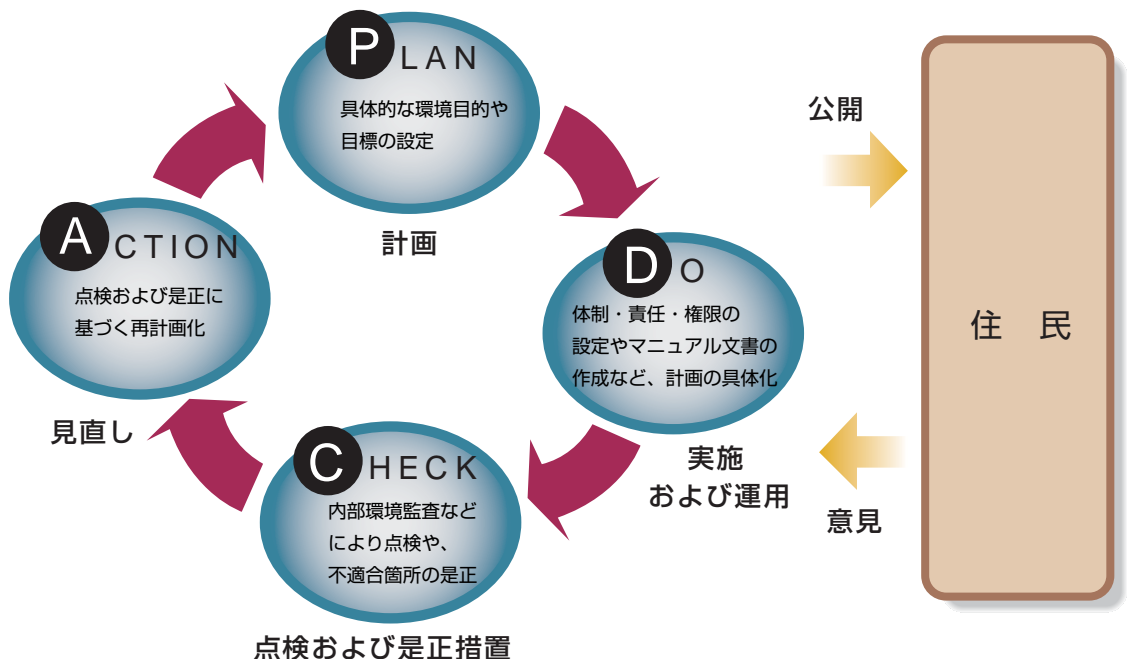
まず、行政が率先して環境意識を高め、環境に配慮した行動を実践するために、ISO14001環境マネジメントシステム*の認証を取得し運用するとともに、このシステムを家庭や学校、事業所にも応用して、運動を広げていくことが必要です。

一方、市民や事業者の環境意識を高めるため、環境学習を促進し、実践活動が浸透していくような施策が求められています。

背景 データ

ISO14001環境マネジメントシステムのPDCAサイクル イメージ図

P(計画) → D(実施) → C(評価) → A(見直し)



環境を大切にするしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民・事業者および行政の環境意識の高揚をめざします。

施策内容

●環境を大切にするしくみづくり〔環2-1-1〕

- 環境基本計画を策定し、公害防止、みどりの創造・活用、省エネルギー、ごみ減量や廃棄物処理対策など、広範にわたる環境施策を着実に実行していきます。可能な限り具体的な目標値を設定し、点検を行っていきます。
- 市においては、ISO14001の認証を取得し、率先して環境に配慮した行動を推進します。また、一人ひとりが環境に配慮する意識づくりをすすめるため、市独自の家庭版ISO、学校版ISO*などについて検討します。

●環境学習の推進〔環2-1-2〕

- 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習基本方針を定め学習の推進を図ります。
- 環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点機能の整備を検討します。
- 学校教育においては、環境読本（「西東京市の環境」）を活用するとともに、地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムの導入などを検討します。



用語解説

「ISO14001環境マネジメントシステム」

企業や自治体などの組織が、自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に改善していくためのしくみ（マネジメントシステム）を国際的に規格化したもの。システムの運用として、「P（計画）-D（実施）-C（点検）-A（見直し）」というサイクルを導入しているのが特徴。

「家庭版（環境）ISO・学校版（環境）ISO」

ISO14001規格の手法をもとにして、家庭や学校で環境負荷をかけない生活や循環型社会を構築するための指針や基準を、自治体等が独自で定めたもの。実行性や実効性を担保するために、宣言-行動-記録-見直しというマネジメントシステムを模するのが特徴で、実績に基づいて市長などが認証を行う事例が増えている。

ごみ対策の推進

現状 課題

平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が施行され、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進する基盤を確立するとともに、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みが推進されています。

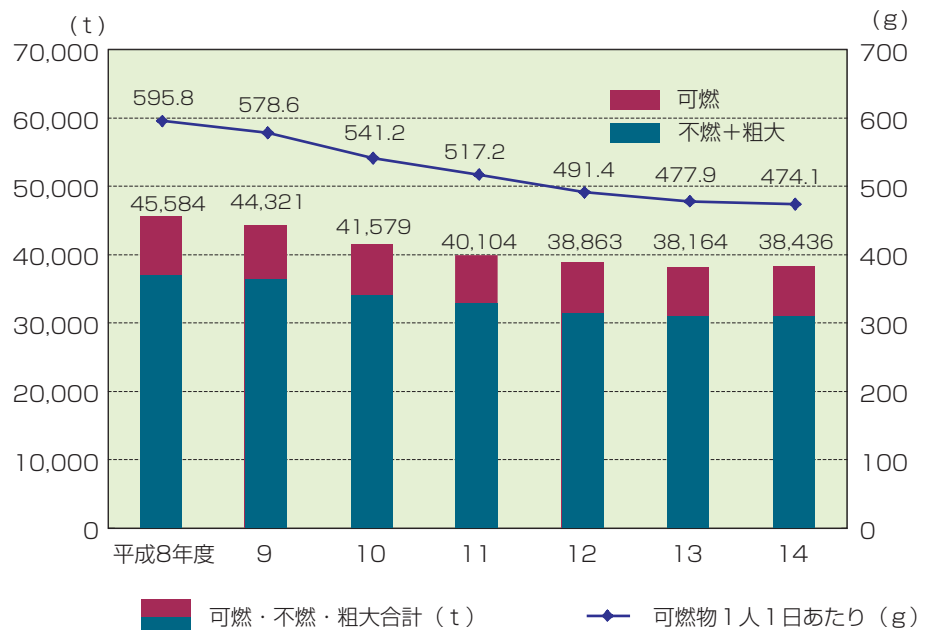
本市では、一般廃棄物処理基本計画*に基づき、ごみの排出抑制や資源化に向けて、市民の協力を得ながら分別収集によるごみの減量に努めてきました。この結果、可燃ごみ・不燃ごみの排出量は年々減少傾向にあります。

環境負荷の少ない循環型社会を築くためには、できるだけごみを出さない生活様式に変えていく必要があります。そのため、市民や事業者に対する意識啓発や、資源となりうる廃棄物について、再利用・再生利用によって活用していくことが求められます。

一方、ごみ処理については、柳泉園組合*で可燃ごみの焼却と不燃ごみ・粗大ごみ等の処理を行い、残った焼却灰などは二ツ塚廃棄物広域処分場*で埋め立て処理されています。今後とも、ごみの減量化に向けて、これらの組合とその構成自治体とのいっそうの連携・協力が必要です。特に、二ツ塚廃棄物広域処分場については延命化が求められているため、焼却灰などの資源化に向けたさらなる取り組みも必要です。

背景 データ

■ 西東京市ごみ排出量推移



できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみ減量化への取り組みを通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

施策 内容

●ごみの減量〔環2-2-1〕

- 市民や事業者が、できるだけごみを出さないという意識を高めるとともに、ごみ減量のための各種施策を展開します。
- きめ細かなごみ減量意識啓発のための廃棄物減量等推進員の拡充、生ごみの減量とリサイクルのための堆肥化推進などを行います。
- 資源物収集の推進、集団回収の促進など、資源化の間接的手段としてごみ収集の有料化についても検討します。

●資源循環の推進〔環2-2-2〕

- 廃棄物の再利用・再生利用をすすめる市民啓発や、環境学習などの拠点として、（仮称）リサイクルプラザを建設し、施策を推進します。
- 現在自治会や子ども会を中心に行われている集団回収活動を、継続して実施していきます。
- その他プラスチック類*については、柳泉園組合およびその構成自治体と十分な調整、協議を行い、貯留スペース・選別施設の建設等の課題について検討していきます。

●廃棄物処理対策の推進〔環2-2-3〕

- ごみ・資源物については、柳泉園組合に搬入し、適正処理・資源化に努めていくとともに、柳泉園組合から排出される焼却灰および不燃物については、引き続き二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。
- 最終処分場の延命化のため、廃棄物減容（量）化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進していきます。

用語解説

「一般廃棄物処理基本計画」

一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な対応を示した計画。

「柳泉園組合」

主に燃やせるごみの処理を行うため、昭和35年に東久留米市に設置された一部事務組合で、西東京市、清瀬市、東久留米市で構成されている。

「二ツ塚廃棄物広域処分場」

本市が加入する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が管理・運営する一般廃棄物（焼却残渣、不燃ごみおよび焼却不適ごみ）の最終処分場で、日の出町にある。

「その他プラスチック類」

容器包装リサイクル法に基づき、リサイクル（再商品化）の対象となるペットボトル以外のプラスチック製の容器包装のこと。例えばプラスチック製の箱、袋、チューブ、キャップなどをいう。

公害対策の推進

現状 課題

きれいな空気・水、静かな生活環境は、人が暮らしていくための基本的な条件です。高度経済成長期には、工場などによる大気汚染や水質汚濁・騒音などの公害が社会的な問題となり、国や地方自治体などが連携して公害の防止や抑制に努めてきました。

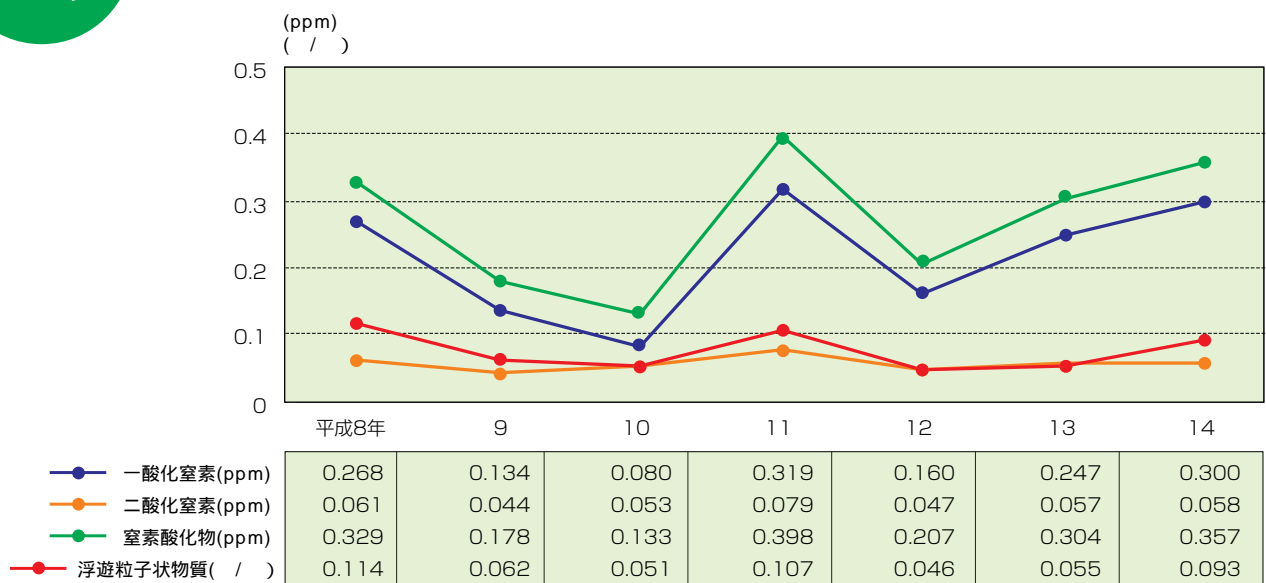
近年では、社会経済状況の発展や利便性を求める生活様式の変化により、自動車公害や市街地における近隣騒音・悪臭など都市・生活型公害が新たな課題となっています。さらに、浮遊粒子状物質*・ダイオキシン類*などの有害化学物質が新たな公害として認識され、これらへの対策も求められています。

本市では、市内主要交差点における大気汚染調査をはじめとして、交通量・騒音・振動測定、河川の水質調査、地下水水質調査、酸性雨に関する調査、ダイオキシン類大気調査等を行い現状の把握に努めています。

今後も、公害から自然や市民生活を守るため、調査の継続や監視体制を強化して、法令等に定める環境基準値内に常時保たれるよう問題の早期発見に努める必要があります。また、新たな環境の汚染源については、近隣自治体や東京都・国と連携して、影響を未然に防ぐことが求められます。

背景 データ

■ 西東京市内主要交差点大気汚染経年変化 (北原交差点大気環境調査より)



自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

施策 内容

●公害の防止〔環2-3-1〕

- 自然や市民生活を守るため、大気汚染、河川の水質、地下水、騒音・振動等の調査などを引き続き実施していきます。また、公害に関する情報の市民との共有を図っていきます。
- 新たな公害であるダイオキシン類等の有害化学物質については、環境汚染調査を行うほか、これら問題の発生や被害を防止するため、近隣自治体・東京都・国と連携し必要な対策を速やかに行います。

●大気汚染の防止〔環2-3-2〕

- 各種公害のなかでも、市域を越えた広域的な課題である大気汚染の防止のため、関係団体と連携をはかり、市民・事業者・行政の意識の向上と着実な行動を推進します。
- 市は現在実施している大気汚染測定を継続し、問題の早期発見に努めます。
- 市は市民・事業者と協力して自動車利用の抑制、公共交通や自転車の利用促進、アイドリングストップ運動など大気汚染防止策をすすめます。
- 低公害車の普及促進に向けて、市は計画的な導入をすすめるとともに、事業者への働きかけや市民への意識啓発を行います。



用語解説

「浮遊粒子状物質」

空気中を漂っている大きさ10ミクロン以下の極小の粉塵のこと。呼吸によって肺の奥まで入ったり、発ガン性があるなど、健康に悪影響を及ぼすとされている。

「ダイオキシン類」

ごみ焼却の煤煙など、塩素を含むプラスチックなどを800度以下で燃やしたときに発生する化学物質。人体への影響が大きいので、法律、都条例などにより各種の規制が行われている。

地球温暖化対策の推進

現状 課題

石炭や石油などを大量に消費することに伴い、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）が増加しています。これにより地球温暖化が進行し、地球的規模での環境の異変や自然の生態系等への影響など深刻な問題が指摘されています。このため、世界の国々が協力して温室効果ガスの削減目標やその達成方法を取り決めていきます。

地球温暖化対策は地球的規模での課題として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。国では必要な法整備をすすめ、産業界では環境会計*の導入、ゼロエミッション*の実施などの取り組みをすすめています。また市民一人ひとりも日常生活において省資源・省エネルギーなどに取り組んでいく必要があります。

このため、石炭や石油など化石燃料系のエネルギーを削減する一方、環境にやさしい新しいエネルギーを導入していくことが求められます。市は公共施設での太陽光・太陽熱利用や、ごみ収集車への天然ガス車の導入など率先的な取り組みをすすめているところですが、あわせて市民や事業者への啓発・普及を促進していくことも必要です。

背景 データ

■ 西東京市における住宅用太陽光発電システム導入状況

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
設置件数	8	6	14	11	4
設置kW総計	19	27	44	34	14

資料：財団法人 新エネルギー財団

用語解説

「環境会計」

企業等が、事業活動における環境保全のためのコストと活動により得られた効果を認識し、可能な限り貨幣単位または物量単位に換算し、公表するしくみ。

現状では、まだ統一した手法が確立しておらず、試行の段階といえる。

「ゼロエミッション」

生産－流通－消費－廃棄の各段階で、排出物（エミッション）や副産物が他の産業等の資源として活用され、全体としていかなる形の廃棄物も生み出さない「循環型社会」を構築しようという考え方。

「新エネルギー」

太陽光発電・熱利用、風力発電、雪氷熱利用など、技術的には実用化可能であるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーをすすめるとともに、環境にやさしい新しいエネルギーの導入・活用をめざします。

施策 内容

●省資源・省エネルギー対策の推進〔環2-4-1〕

- 地球温暖化対策のため、地球温暖化防止計画を策定し、市が率先して取り組むとともに、市民・事業者にも省資源・省エネルギーに対する協力を求めています。
- 環境施策に関する情報ネットワークづくり、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議等への参加を検討していきます。

●新エネルギー導入の推進〔環2-4-2〕

- 省エネルギーの推進・新エネルギー*導入を計画的にすすめていきます。
- 公共施設等における太陽光・太陽熱利用、天然ガス自動車等の導入など、行政における新エネルギーの利用推進とあわせて、市民・事業所への新エネルギー導入を啓発・促進します。

